

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

玉木 雄一郎氏（民進）

問1 給付型奨学金について、完成年度の財源及び支給対象規模はどのくらいか。また、財源はどのように調達するのか。

（答）

1. 意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由によって進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、我が国として初めて、学生向けの返還不要の給付型奨学金を創設することといたしました。
2. 平成30年度以降の本格実施時の給付規模は、1学年約2万人で、所要額は72億円とすることとしております。
また、完成年度となる平成33年度の給付規模は、6万人で、約220億円を予定しており、財源については学年進行にあわせて段階的に確保することとしております。
3. 平成30年度以降の財源は、
①既定経費の見直し
※厚生労働省の重複事業の縮減含む
②奨学金制度全体の見直し
③教育・研究職返還免除枠の活用
を見込んでおり、中期的かつ安定的に確保していくこととしています。
4. 奨学金制度全体として、効果的に教育費の負担軽減がなされるよう、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

更問あり

問1 更問① 給付型奨学金は規模が不十分であり、拡充すべきではないか。

(答)

1. 給付型奨学金について、まずは制度を安定的に運用し、定着を図ることで、進学の後押し効果を十分発揮することが重要であります。引き続き、高等教育の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

更問あり

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) (直通) (携帯)

問 1 更問② 制度拡充には財源が必要となるが、教育国債も活用してはどうか。

(答)

1. 教育は「未来への先行投資」であり、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。
2. 教育財源確保策については、平成 27 年 7 月に取りまとめられた教育再生実行会議第 8 次提言において、既存の施策の見直しや優先順位付けによる予算の質の向上・重点化や、民間資金の効果的な活用に取り組んだ上で、それでも十分な財源を確保できない場合には税制の見直しを検討するといったことが掲げられています。
また、こうした方策を実現するためには、広く国民の間で教育投資の効果や必要性について認識が共有されていることが不可欠と提言されています。
3. 教育財源の確保策についてどのような方法が望ましいか、国会においても更に御議論を深めていただきながら、文部科学省としては、教育再生実行会議の提言等も踏まえつつ、今後とも必要な財源の確保に取り組んでまいります。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美 氏（民進）

問1 給付型奨学金の制度導入の趣旨について、文部科学省給付型奨学金制度検討チームの審議まとめにおいて、「進学を後押しする必要がある」との記述があるが、進学を後押しする十分な規模とはどの程度の規模と認識しているのか。

（答）

1. 今回の給付型奨学金は、意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由によって進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、我が国として初めて、学生向けの返還不要の奨学金制度として創設するものです。
2. 対象者については、その所得において、より経済的に厳しい世帯の生徒の進学を後押しする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている、住民税非課税世帯を対象とすることとしたものです。
3. また、学力・資質においては、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にすることとし、2万人を対象としております。

（参考）給付型奨学金制度の設計について＜議論のまとめ＞（文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム平成28年12月19日）（抄）

- 高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くなっている。こうした中で、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者が存在する状況となっている。
- 給付型奨学金は、こうした進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度とすることを基本とすべきである。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美氏（民進）

問2 住民税非課税世帯の進学者は6.1万人とのことだが、この6.1万人全員に給付すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 給付型奨学金については、教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点から、「頑張った者が報われる」制度とし、学生の努力を促すことが重要である。また、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、一定の学力・資質を考慮の上、対象者を選定することが適当と考えます。
2. 今回創設する給付型奨学金につきましては、住民税非課税世帯の大学等進学者のうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。

（参考）

住民税非課税世帯進学者（1学年あたり）：6.1万人

うち学生支援機構奨学金貸与者：4.5万人（無利子：2.5万人、有利子：2万人）

（平成27年度実績）

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）

（直通）

（携帯）

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美氏（民進）

問3 給付型奨学金の学力資質基準において、例えば
高校時の評定平均3.6の学生は給付型奨学金を受
けられるのか。

（答）

1. 給付型奨学金の対象者の選定に当たっては、現行の無
利子奨学金のように一律の成績基準によるのではなく、
学力のほか教科以外の学校活動での成果や進学への意欲
なども含めて判断されることが適当と考えております。
2. 推薦基準は各学校において定めることとなりますが、
基準を定める上でのガイドラインを日本学生支援機構に
おいて示すこととしており、当該ガイドラインにおいて
は、
 - ①十分に満足できる高い学習成績を収めていること
 - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科
の学習で概ね満足できる成績を収めていることのいずれかの要件を満たす者から推薦することが目安と
して示される予定です。
3. 評定平均値3.6の学生が給付型奨学金の対象となる
のかというお尋ねですが、学習成績だけでなく、教科以
外の学校活動等の観点も併せ評価した上で、高校が推薦
する場合には、給付型奨学金の対象となります。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美 氏（民進）

問4 給付月額が2万円から4万円に設定されているが、その設定根拠は如何。

（答）

1. 給付型奨学金の給付月額については、国公立と私立といった進学先や、自宅・自宅外といった通学形態の違いによって異なる学生生活費の実態や、対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額2万円から4万円と設定しております。
2. 加えて、児童養護施設の退所者など、社会的養護が必要な学生については、入学金相当額として24万円の一時金を追加給付することとしています。
3. さらに、新たに創設する給付型奨学金と併せ、来年度より大幅に拡充する無利子奨学金を活用いただくことにより、おおむね必要な学生生活費を賄うことができると試算しております。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美 氏（民進）

問5 「学業成績が著しく不良」等の場合は給付された奨学金の返還を求めるとされているが、具体的にどのような場合に返還を求めるのか。

（答）

1. 給付型奨学金制度は、「頑張ったものが報われる」制度となるよう、学生等の努力を促す観点が重要であるとともに、貸与型奨学金以上に説明責任が問われるものであることから、学業に励まず学業成績が著しく不良となった者については返還を求めることができることとしています。
2. 具体的に返還が求められるような場合としては、例えば、正当な理由もなく、学業に励まなかった結果、標準的な修業期間での卒業が困難となることが確定した場合などを想定しております。
3. なお、「学業成績が著しく不良」となった場合にも、それに至った事情は様々であると考えられることから、返還を求めるかどうかの判断にあたっては、当該事情も十分に踏まえた上で、必要に応じて返還を求めるような運用が行われることが重要であると考えております。

※ 正当な理由があると認められ、返還を求めない場合の例

- ・交通事故等に巻き込まれて、大学への通学ができなかったような場合
- ・親の介護等に従事する必要がある、大学への通学ができなかったような場合

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美 氏（民進）

問6 給付型奨学金の返還について、「一部又は全部を返還させることができる」と規定されているが、「全部」とは給付された奨学金全額ということか。

（答）

1. 給付型奨学金制度における、毎年度の、学業状況等の確認において、仮に「学業成績が著しく不良」に該当した場合には、その状況に該当することとなった、当該年度に支給した分に限って返還を求めることを考えております。
2. なお、一学年時の終了時点の確認において、返還を求めることとなる場合には、結果として、給付された奨学金全額を求めることとなります。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）

（直通）

（携帯）

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美氏（民進）

問7 法律の施行5年後に見直すことが規定されているが、具体的にどのような事項を見直すことを想定しているのか。

（答）

1. このたび提出した法律案の附則第4条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うことを規定しております。
2. 見直しに当たっては、経済情勢による家計状況の変化なども踏まえつつ、
 - ① 給付対象となる非課税世帯や児童養護施設退所者等進学率の状況や、
 - ② 学資支給金を受給して大学等に入学した者の入学後の状況などの観点から検証を行うことを想定しております。
3. その上で、見直しを行う事項としては、その時点で検討してまいりますが、例えば、支給の基準や選考方法等が考えられます。

（参考）独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

附則

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美氏（民進）

問8 貸与型奨学金の減額返還制度について、制度の拡充を検討しているとのことだが、その具体的な内容如何。

（答）

1. 減額返還制度は、経済的理由により返還が困難になっている者のうち、毎月の返還額を減額すれば返還可能となる者について、一定期間、返還月額を二分の一に減額し、返還期間を延長することにより返還者の負担軽減を図るものです。
2. この制度については、現在、返還月額を二分の一から例えば三分の一に減額し、より長い期間をかけて返還できる制度へ拡充することを検討しています。
3. 文部科学省としては、こうした制度の改善を通じて、既に返還を行っている方に対しても負担軽減が図られるよう、検討を進めていきます。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美氏（民進）

問9 返還期限猶予制度について、猶予制限年数を10年から15年に延長すべきではないか。

（答）

1. 様々な事情により、卒業後、厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方に対しては、従来から、返還期限猶予制度により対応しています。
2. 本制度は、卒業後の本人の年収が300万円以下の場合、申請により返還を猶予しており、平成26年度には、猶予の年数制限を従来の5年から10年に延長する制度の改正を行ったところです。
3. また、このうち奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の学生に対しては、無期限に猶予を可能としているところです。
4. 制限年数の延長に関しては、まずは、平成26年度に猶予制限年数を10年にしたことの効果や、来年度から導入する所得連動返還型奨学金制度の効果、更には減額返還制度を拡充することの効果などを十分に把握・検証してまいりたいと考えています。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美氏（民進）

問10 延滞金の賦課率について、平成26年4月以降に発生した分は年5%となっているが、平成26年4月以前に発生した分についても5%とすべきではないか。

（答）

1. 意欲と能力のある者が将来の奨学金の返還を懸念するあまり、奨学金の利用を躊躇しないよう、返還困難者に対するきめ細かい対応をすることが重要であると認識しております。
2. このため、平成26年度以降に発生する延滞金の賦課率を年10%から年5%に引き下げるなど、奨学金返還者の救済措置の充実を図ってまいりました。
3. 平成26年4月より前に発生した延滞金についても賦課率を5%に引き下げることにつきましては、既に10%の賦課率で延滞金を支払った返還者との公平性の観点から困難であると考えます。
4. 文部科学省としては、学生の奨学金返還に対する不安や負担が軽減されるよう、今後とも、返還困難時の救済策の改善・充実を図ってまいります。

対大臣

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

太田 和美氏（民進）

問11 給付型奨学金の規模・対象者の拡充に向けた大臣の決意如何。

（答）

1. 平成29年度から我が国として初めて、学生向けの返還不要の給付型奨学金を創設することとしました。

2. この新しい給付型奨学金制度について、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に発揮することが重要と考えております。

今後とも、意欲と能力のある学生が家庭の経済状況にかかわらず高等教育を受けられるよう、学生の経済的負担軽減を図ることは重要であると認識しており、財源を確保しながらしっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）

（直通）

（携帯）

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

大平 喜信 氏（共産）

問1 学業が著しく不良であった場合が返還の要件になっている理由如何。

（答）

1. 給付型奨学金制度については、意欲と能力がありながら、経済的理由により進学を断念せざる得ない者の進学を後押しすることを目的としております。
2. この制度は、「頑張ったものが報われる」制度となるよう、学生等の努力を促す観点が重要であるとともに、貸与型奨学金以上に説明責任が問われるものであることから、学業に励まず学業成績が著しく不良となった者については返還を求めることができることとしています。

※ 正当な理由があると認められ、返還を求めない場合の例

- ・ 交通事故等に巻き込まれて、大学への通学ができなかったような場合
- ・ 親の介護等に従事する必要があり、大学への通学ができなかったような場合

平成29年3月17日(金) 衆・文部科学委員会

大平 喜信氏(共産)

問2 家計の特に厳しい学生については、大学への進学率も一般に比べて低く、また中退率が高いとの調査結果があるが、現状如何。

(答)

1. 大学等への進学率については、全世帯の現役進学率が73.2%であるのに対し、生活保護世帯の進学率は31.7%、児童養護施設の退所者等の進学率は22.6%となっております。

(参考) 世帯タイプ別大学等進学率

生活保護世帯 31.7%(平成26年4月1日現在 厚生労働省調べ)

児童養護施設退所者等 22.6%(同上)

全世帯(現役進学率) 73.2%(平成27年度学校基本調査)

2. また、中退率については、文部科学省が行った調査では、平成24年度単年度の全学生数に占める中途退学者の割合は全世帯で2.65%となっております。

なお、民間による同じ年度の調査では、児童養護施設の退所者について、大学等への進学後に4年間で約3割が中途退学しているとの調査もあると承知しております。

(参考) 中途退学率(平成24年度)

○全世帯(大学、短大、高専、大学院): 2.65%

(中途退学者79,311人/全学生数2,991,573人)

中途退学者のうち、経済的理由による者: 20.4%(16,181人/79,311人)

(「学生の中途退学や休学等の状況について」(平成26年9月25日 文部科学省))

○児童養護施設退所者の中途退学率: 約3割

(「全国児童養護施設調査2012」(2013年4月 NPO法人ブリッジフォースマイル))

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) (直通) (携帯)

平成 29 年 3 月 17 日（金）衆・文部科学委員会

大平 喜信氏（共産）

問 3 奨学金を受給しても、低所得者はアルバイトをせざるを得ない現状に対して大臣の認識如何。

（答）

1. 日本学生支援機構の奨学金は、学生生活費の実態を踏まえて貸与額を設定し、学生の希望に応じて貸与を行っています。
2. アルバイトにより学業に支障が出るようなことは望ましいことではないと考えており、引き続き、奨学金制度や授業料減免の充実を図ることで、学生が安心して学ぶことのできる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

（参考）大学学部生のアルバイト従事者の割合

	平成 24 年度		平成 26 年度
・アルバイト従事者			
家庭からの給付のみで修学可能	33.7%	→	38.3%
家庭からの給付のみでは修学不自由・困難	40.3%	→	35.0%
・アルバイト非従事者	26.0%	→	26.8%

【出典：平成 26 年度学生生活調査（日本学生支援機構）】

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） （直通） 、（携帯）

平成29年3月17日(金) 衆・文部科学委員会

大平 喜信氏(共産)

問4 給付型奨学金の返還の要件となっている「成績が著しく不良」とは、どのような状況を指すのか。

(答)

1. 「成績が著しく不良」の場合とは、例えば、標準的な修業期間での卒業が困難となることが確定した場合や、当該年度における修得単位が著しく少ない場合などを想定しております。

(参考) 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき

(参考) 貸与型奨学金の適格認定の基準

継続	廃止、停止、警告に該当しない者
警告	(1) 当年度の修得単位数が標準の1/2以下の者、又は在学校長が当年度の修得単位数が著しく少ないと認めた者
	(2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者
	(3) 学習意欲に欠ける者
	(4) 仮進級となった者
停止	(1) 学業成績は廃止該当者と同じだが、成業の見込みがある者
	(2) 廃止に該当しない者のうち停学その他の処分を受けた者 等
廃止	(1) 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者
	(2) 当年度の修得単位が皆無又は極めて少ない者
	(3) 「継続願」を提出しなかった者 等

平成29年3月17日(金) 衆・文部科学委員会

大平 喜信氏(共産)

問5 給付型奨学金の返還について、卒業延期が確定した場合については返還が求められるのか。

(答)

1. 給付型奨学金の制度運用に当たっては、貸与型の奨学金で行っている適格認定制度を活用し、毎年度学業の状況等を確認し、支給の継続等について判定する仕組みとすることを予定しています。
2. 貸与型奨学金の適格認定においては、学業状況や経済状況などを確認し、奨学生としてふさわしい適格性を有する学生であるかどうかを認定しており、その状況によって「継続」、「警告」、「停止」、「廃止」のいずれかの処置となります。
3. お尋ねの卒業延期が確定した場合については、現在の貸与型奨学金の適格認定においては、「停止」又は「廃止」の処置となります。
4. 給付型奨学金の受給者の卒業延期が確定した場合については、貸与より厳格な取扱いとすることが原則と考えており、返還を求める場合がある一方、そうした状況に至った事情は様々であると考えられることから、返還を求めるかどうかの判断にあたっては、当該事情も十分に勘案した上で、必要に応じて返還を求めるような運用が行われることが重要であると考えております。

※正当な理由があると考えられ、返還を求めない場合の例

- ・交通事故等に巻き込まれて、大学への通学ができなかったような場合
- ・親の介護等に従事する必要がある、大学への通学ができなかったような場合

平成29年3月17日(金) 衆・文部科学委員会

大平 喜信氏(共産)

問6 給付型奨学金の返還について、中退した場合については返還が求められるのか。

(答)

1. 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念し、中途退学に陥ることのないよう、必要な経済的支援を行うことは重要なことと考えております。
2. このため、経済的に困難を抱える学生等が安心して学ぶことができるよう、このたびの給付型奨学金制度の創設や無利子奨学金の充実、授業料減免の拡充などの経済的支援の充実を図ってきたところです。
3. 給付型奨学金の受給者が、正当な理由なく著しい学業不振に陥り、中退に至った場合は、返還を求めることが適当と考えられますが、一方で、中退の理由としては、経済的理由のほか、転学や就職など様々なものがあると考えられ、一律に取扱いを定めることは困難と考えられます。
4. 給付型奨学金の受給者が中退した場合に、返還を求めるかどうかの判断にあたっては、そうした状況に至った事情も十分に勘案した上で、必要に応じて返還を求めるような運用が行われることが重要と考えております。

平成29年3月17日(金) 衆・文部科学委員会

大平 喜信氏(共産)

問7 国立大学で授業料免除を受けた場合、給付型奨学金の給付額を調整する理由如何。

(答)

1. 国立大学においては、国費による授業料減免制度が整備されており、私立大学に比して手厚い支援が行われています。
2. 具体的には、国立大学で授業料全額免除を受ける学生については、月額4.5万円相当の支援がなされており、公平性の観点から、給付型奨学金の減額を含め調整することが適当であると考えています。

更問 国立大学で授業料免除を受けた場合、給付型奨学金の給付額はどのくらい調整されるのか。

(答)

1. 日本学生支援機構の実施する学生生活調査の結果によれば、国立大学自宅生が授業料を全額支払った場合の学生生活における支出に対し、アルバイトや家庭からの給付等の収入で賄うことができない不足額は、年収200万円未満世帯の平均で月額3.7万円となっており、この場合、月額4.5万円相当の授業料全額免除を受ければ、学生生活費を賄うことができるようになると考えられるため、支給月額2万円のところ、支給しないことを検討しております。
2. また、自宅外生については、不足額は月額4.5万円となっており、家庭の負担が自宅生と比べて重いこと、他方では私立大学との均衡の観点から、支給月額3万円のところ2万円とすることを検討しています。

(学生生活費の状況)

	学生生活費	アルバイト	その他収入	授業料等への家庭支援	追加必要額
国立・自宅	94,000	25,000	11,000	21,000	37,000
国立・下宿	133,000	25,000	12,000	51,000	45,000
公立・自宅	93,000	29,000	8,000	25,000	31,000
公立・下宿	131,000	32,000	10,000	43,000	46,000
私立・自宅	133,000	32,000	14,000	48,000	39,000
私立・下宿	173,000	30,000	14,000	78,000	51,000

出典：学生生活調査(大学昼間部・年収200万円未満世帯の過去3回分の平均値)

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) (直通) (携帯)

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

大平 喜信氏（共産）

問8 授業料免除との調整はやめるべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 高等教育における教育費負担の軽減については、従来から、奨学金制度のほか、「授業料免除」などの各種支援方を組み合わせながら、総合的に施策を講じてきたところです。
2. 国立大学においては、国費によって授業料減免制度が整備されており、授業料免除の対象となる学生に対しては、既に給付的支援が行われております。
(注) 国立大学の学部授業料標準額：535,800円（月額に換算すると4.5万円）
3. このことから、私立大学に通う方との公平性の観点も踏まえ、国立大学において授業料免除を受けた学生については、給付型奨学金の支給額を調整することを検討しています。
4. その上で、給付型奨学金の対象者が国立大学に進学した場合には、授業料の全額免除を行う取り扱いとし、そのことが進学前の段階であらかじめ予見できるようにすることで、進学の後押しを図ってまいります。

平成29年3月17日（金）衆・文部科学委員会

足立 康史氏（維新）

問1 給付型奨学金の創設は日本維新の会が主張する教育無償化のワンステップとして評価できるものであり、今後拡充していくべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 意欲と能力のある学生等が、経済的な理由により進学を断念することがなく、安心して学ぶことができる環境を準備するため、学生等の経済的負担の軽減を図ることは大変重要であると考えております。
2. 平成29年度予算においては、給付型奨学金の創設に加えて、無利子奨学金について、低所得者世帯の子どもに係る成績基準を実質的に撤廃するとともに残存適格者を解消し、必要とする全ての方が利用できることとしております。
また、卒業後の所得に応じて返還月額が変わる「所得連動返還型奨学金制度」を導入し、返還の負担を軽減することとしております。
3. 文部科学省としては、これら一連の施策を一体的に進めることにより、教育費の負担軽減に取り組んでまいります。
4. なお、給付型奨学金について、まずは制度を安定的に運用し、定着を図ることで、進学の後押し効果を十分発揮することが重要であります。引き続き、高等教育の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。